

○草津市まち・ひと・しごと創生推進懇話会開催要綱

平成28年6月10日

告示第197号

(設置)

第1条 市長は、草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組みを推進するための意見、助言等を求めるため、草津市まち・ひと・しごと創生推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること。
- (2) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける取組みの実績把握および見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長を置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を

聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。